

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹²⁷〕

免 除	⑧日本に派遣された外交官、領事官等（公用の場合に限る） ⑨国賓その他これに準ずる者 ⑩合衆国軍隊の構成員及び国連軍の構成員等（公用の場合に限る） （注）⑧、⑨は相互主義による。
-----	---

国際観光旅客税の創設

Q：国際観光旅客税が創設されましたが、どんな税制度なのか教えてください。

A：1．国際観光旅客税の概要

平成31年1月7日以降、日本から出国する方を対象に「国際観光旅客税」が導入されます。

今後さらに増加する観光需要を踏まえ、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために創設されました。

「国際観光旅客税」は原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者¹）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等²）から出国1回につき1,000円を徴収し、これを国に納付するものです。

1 特別徴収義務者とは

国際旅客運送事業を営む者をいいます。特別徴収義務者は国際観光旅客等が国際船舶等に乗船又は搭乗する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日までに納税地を所轄する税務署又は税関に納付する必要があります。

2 国際観光旅客等とは

出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて日本から出国する観光旅客その他の者、航空機により日本を経由して外国に赴く旅客（24時間以内に出国する者は非課税）等のことをいい、「観光旅客その他の者」には、観光旅客のほか、ビジネス、公務、就業、留学、医療などの目的で出国する者も対象に含まれます。

2．課税されない対象者

不課税	①船舶又は航空機の乗員 ②強制退去者等 ③政府専用機等により出国する者 ④出国後、天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰ってきた者
非課税	⑤乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） ⑥天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乘船又は搭乗していた者 ⑦2歳未満の者

3．税制導入より前に運送契約を締結した場合

「国際観光旅客税」が導入される平成31年1月7日より前に締結された運送契約により出国する場合は、原則として「国際観光旅客税」は課されません。

ただし、平成31年1月7日より前に締結された運送契約による出国であっても、次のような場合は「国際観光旅客税」が課されます。

運送契約締結（航空券の発券等）の際に、出国日を決めておらず（いわゆるオープンチケットや回数券）平成31年1月7日以後に出国日を定める場合、平成31年1月7日以後に出国日を変更する場合、例えば、航空券が発券された（運送契約の締結）際に、出国日を平成31年1月10日としていたが、平成31年1月8日に運送契約を変更し、出国日を平成31年1月11日とした場合等

運送契約の締結の際に、約款等において運賃とは別に「国際観光旅客税」を徴収する旨の定めがある場合

なお、「平成31年1月7日より前に締結された運送契約」に該当するかどうかは、国際観光旅客等と国際旅客運送事業を営むものとの間で運送契約が成立した日を基準に判断します。国際観光旅客等と旅行会社との間で締結した旅行契約の契約日とは異なる場合がありますのでご注意ください。

4．国際観光旅客税の使いみち

税収は次の3つの分野に活用されます。

ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
 日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等

【参 考】2017年の出入国者数

2017年の訪日外国人旅行者数は2,869万人（出典；日本政府観光局「訪日外客数」）、日本人海外旅行者数は1,789万人（出典；法務省入国管理局「日本人出国者数」）と発表されています。従いまして、出国者の合計は4,658万人となり、「国際観光旅客税」の税収規模は昨年ベースで換算すると465億8千万円となります。

（税制委員会：忠地祐一、川窪光弘、赤羽博樹
 グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）